

那覇市議会委員会条例の一部を改正する条例

第1条 那覇市議会委員会条例(昭和47年条例第83号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1条(常任委員会の設置) 第2条(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第3条 [略] 第4条(議会運営委員会の設置) 第5条 [略] 第6条(特別委員会の設置) 第7条(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置) 第8条～第31条 [略] 付則 (常任委員会の設置) 第1条 議会に常任委員会を置く。 (常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 常任委員会の名称、委員の定数及びその所管は、次のとおりとする。	目次 第1条(趣旨) 第2条(常任委員会の委員定数及びその所管事項) 第3条 [略] 第4条(議会運営委員会の定数及び任期) 第5条 [略] 第6条(特別委員会の定数) 第7条(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置) 第8条～第31条 [略] 付則 (趣旨) 第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第109から第111条まで及び那覇市議会基本条例(平成 年那覇市条例第 号。以下「基本条例」という。)第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会(常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。)に関し、必要な事項を定めるものとする。 (常任委員会の委員定数及びその所管事項) 第2条 常任委員会の委員の定数及びその所管事項は、次の表のとおりとする。

(1) 総務委員会 10人

総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、議会事務局、他の委員会の所管に属しない事項

(2) 建設委員会 10人

都市計画部、建設管理部

(3) 教育福祉委員会 10人

健康福祉部、こどもみらい部、教育委員会

(4) 厚生経済委員会 10人

市民文化部、経済観光部、環境部、上下水道局、農業委員会

(議会運営委員会の設置)

第4条 議会に議会運営委員会を置く。

2 [略]

3 [略]

(特別委員会の設置)

第6条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 [略]

(資格審査特別委員会、懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲

名称	定数	所管事項
総務常任委員会	10人	総務部、企画財務部、出納室、消防本部、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び議会事務局の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項
建設常任委員会	10人	都市計画部、建設管理部及び上下水道局の所管に属する事項
教育福祉常任委員会	10人	健康福祉部(健康保険局を除く。)、こどもみらい部及び教育委員会の所管に属する事項
厚生経済常任委員会	10人	市民文化部、経済観光部、環境部、健康保険局及び農業委員会の所管に属する事項
予算決算常任委員会	40人	予算及び決算に関する事項

(議会運営委員会の定数及び任期)

第4条 [略]

2 [略]

(特別委員会の定数)

第6条 [略]

(資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置)

第7条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、基本条例第19条第5項の規定にかかわらず、特別委員会とし

罰特別委員会が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条第2項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員長及び副委員長) 第9条 <u>常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)</u>に委員長及び副委員長1人を置く。 2～3 [略] (傍聴の取扱い) 第19条 委員会は、<u>議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。</u> 2 [略] (秩序保持に関する措置) 第22条 委員会において<u>地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)</u>、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2～3 [略]	<u>て資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会</u>が設置されたものとする。 2 資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、10人とする。 (委員長及び副委員長) 第9条 <u>委員会</u>に委員長及び副委員長1人を置く。 2～3 [略] (委員会の公開等) 第19条 委員会は、<u>原則として公開する。ただし、委員長は傍聴人数の制限その他必要な制限をすることができる。</u> 2 [略] (秩序保持に関する措置) 第22条 委員会において<u>法</u>、那覇市議会会議規則(昭和47年那覇市議会規則第3号)又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し、又は発言を取り消させることができる。 2～3 [略]
--	--

備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	
--	--

第2条 那覇市議会委員会条例の一部を次のように改正する。	
改正前	改正後
目次	目次
第1条 [略]	第1条 [略]
第2条(常任委員会の委員定数及びその所管事項)	第2条(常任委員会の委員定数、 <u>その所管事項及び所属</u>)
第3条～第5条 [略]	第3条～第5条 [略]
第6条(特別委員会の定数)	第6条(特別委員会の定数 <u>及び任期</u>)

第7条～第31条　〔略〕 付則 （趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第109条から第111条まで</u>及び那覇市議会基本条例（平成　年那覇市条例第　号。以下「基本条例」という。）第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 （<u>常任委員会の委員定数及びその所管事項</u>） 第2条　〔略〕 （特別委員会の定数） 第6条　〔略〕 （資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置） 第7条　〔略〕 2　資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条</u>の規定にかかわらず、10人とする。 （委員の選任） 第8条　〔略〕 <u>2～3</u>　〔略〕	第7条～第31条　〔略〕 付則 （趣旨） 第1条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第109条</u>及び那覇市議会基本条例（平成　年那覇市条例第　号。以下「基本条例」という。）第19条第6項の規定に基づき、議会の委員会（常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会をいう。以下同じ。）に関し、必要な事項を定めるものとする。 （<u>常任委員会の委員定数、その所管事項及び所属</u>） 第2条　〔略〕 <u>2　議員は、前項の表に規定する常任委員会（予算決算常任委員会を除く。）のいずれかの委員になるものとする。</u> （特別委員会の定数<u>及び任期</u>） 第6条　〔略〕 <u>2　特別委員は、特別委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。</u> （資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置） 第7条　〔略〕 2　資格審査特別委員及び懲罰特別委員の定数は、<u>前条第1項</u>の規定にかかわらず、10人とする。 （委員の選任） 第8条　〔略〕 <u>2　議長は、委員の選任事由が生じたときは、速やかに選任する。</u> <u>3～4</u>　〔略〕
備考 1　前条の表備考1の規定は、この表の備考について準用する。 2　前条の表備考3の規定は、この表の備考について準用する。 3　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則
(施行期日)

- 1 この条例中第1条の規定は平成25年2月1日から、第2条の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成24年法律第72号)附則第1条ただし書の政令で定める日から施行する。

(常任委員会の委員長、副委員長及び委員に関する経過措置)

- 2 第1条の規定の施行の際現に第1条の規定による改正前の那覇市議会委員会条例(以下「改正前の条例」という。)第2条に規定する次の表の左欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されている者は、それぞれ第1条の規定の施行の日(以下「施行日」という。)に、第1条の規定による改正後の那覇市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第2条に規定する同表の右欄に掲げる常任委員会の委員長、副委員長及び委員に選任されたものとみなす。この場合において、同表の右欄に掲げる常任委員会の委員の任期は、改正後の条例第3条第1項本文の規定にかかわらず、それぞれ、施行日における同表の左欄に掲げる常任委員会の委員の残任期間とする。

建設委員会	建設常任委員会
教育福祉委員会	教育福祉常任委員会
厚生経済委員会	厚生経済常任委員会

(常任委員会の継続審査事件に関する経過措置)

- 3 第1条の規定の施行の際現に改正前の条例第2条の規定による常任委員会において閉会中の継続審査事件として付託されている事件は、改正後の条例第2条の規定によりその事件を所管することとなる常任委員会にそれぞれ付託されたものとみなす。